

高所作業車運転技能講習のご案内

職業訓練法人 静岡県建設業能力開発協会

静岡県建設学院

〒426-0007

藤枝市潮107-2 TEL (054) 644-2722

FAX (054) 644-2649

事業者は、作業床の高さ10m以上の高所作業車運転業務は就業制限（安衛法第61条）の対象業務となり「高所作業車運転技能講習」を修了した者でなければ、その業務に就かせることができないことになっております。当協会では、静岡労働局長から登録教習機関の認可を受け、下記のとおり技能講習を実施致します。この機会に貴事業所の該当者には是非受講させていただきようご案内申し上げます。

記

1. 日 時 平成27年10月24日（土）・25日（日） 8時50分～18時05分
（8：40受付 時間厳守でお集まり下さい）
2. 会 場 静岡県建設学院 藤枝市潮107-2
3. 受講資格 **普通自動車運転免許所有者**
4. 受講料 **37,800円**（テキスト代・消費税含む・昼食代は含まれません）

※小型移動式クレーン修了者は36,720円 申込書裏面に修了証のコピーを添付

○受講料の振込先 静岡銀行 藤枝支店 普通預金 NO. 233202

□座名義 職業訓練法人 静岡県建設業能力開発協会

短縮登録名 建能協会（ケンノウキョウカイ）

10月15日（木）迄にお振込願います。（恐れ入りますが送金手数料はご負担ください）

5. 申込方法 所定の受講申込書に必要事項を記入・捺印し、写真（2枚 大きさ縦3.0CM×横2.4CM）を貼付して、申込書裏面には**普通自動車運転免許証の写し**を貼付の上、**10月15日（木）迄に当協会までご郵送、または、ご持参ください。**

6. 受講時の注意 : 受講者が一定の人数に満たない場合は、中止する事があります。

①学科 筆記用具を必ず持参すること。

②実技 (イ) 作業衣・ヘルメット・安全靴・革手を着用する。安全帯を持っている方はご持参下さい。

(ロ) 講師、指導員その他係員の指示に従い、不安全な行為等しないこと。

(ハ) 実技教育は、天候によりやむをえず順延することがあります。（雨天に備え、カッパの用意）

③受講者には修了証を交付致しますが、遅刻、早退等により規定の時間数を受講しない場合は失格となります。修了証をお渡しの際、受領印をいただきますので、認印をご持参願います。

※やむを得ない理由により受講できなくなった場合や、受講者の変更は受講日の9日前までにお申し出ください。以後の取消について、受講料は返却致しませんので、ご了承下さい。

※昼食の必要な方は10/24（土）は330円、25（日）は800円を、10/15までに電話予約の上、

当日受付係までご持参ください。

高所作業車運転技能講習受講申込書

職業訓練法人 静岡県建設業能力開発協会 殿

10/24 (土) 10/25 (日)

平成 年 月 日

〒

事業所所在地

事業所名

T E L

F A X

受講者氏名

印

携帯番号

写真貼付 (3×2.4) 全面のりづけ	ふりがな		昭和・平成いずれかに○ 生年月日	年	月	日
	氏名					
	本籍地	都道府県 (以下記入不要)				
	現住所					
	※修了証番号	※				
	※交付年月日	※				

(注) (1) ※印欄は記入しないこと。

(2) 写真は2枚必要です。全面のりづけとして下さい。

(3) 受講資格の**普通自動車運転免許証及び小型移動式クレーン運転技能講習修了証の写しを裏面に貼付して下さい。**

----- 切り離さないこと -----

高所作業車運転技能講習受講票

写真貼付 (3×2.4) 全面のりづけ	氏名		受講番号	※第	号
	事業所名	電話			
	所在地				